

令和5年3月

お客さま各位

愛知県中央信用組合

## ご返済終了後の融資契約書類に関するお知らせ

平素は愛知県中央信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当組合では、これまでお客さまのご返済によってご契約が終了しました「金銭消費貸借契約証書」ならびに「カードローン契約書」他付属の契約書類等は、お客さまに返却しておりましたが、令和5年6月1日以降のご契約終了分より返却せず、当組合にて一定期間保管後に責任をもって廃棄させていただく取扱いに変更させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、不動産担保設定等に関する書類につきましては、不動産担保解除登記等が必要になりますので、従来通り「お取扱店舗」からご返却させていただきます。

また、契約終了後の契約書類の返却をご希望される場合は、お手数ですがご契約終了後3ヶ月以内に「お取扱店舗」までお申出いただきますようお願い申し上げます。

※ご不明な点がございましたら「お取扱店舗」までお問い合わせください。

以上